

2019年9月9日
全工協本部 事務局

消費税率引き上げに伴う全工協の対応に関するお知らせ

2019年10月1日より消費税の税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。これにより、全工協における消費税率の取り扱いについて、下記のとおり対応させていただくこととなりますので、お知らせいたします。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

消費税率改定に伴う変更点は以下の通りです。

(1) 事前審査料に係る消費税率改定

電子申請、書面申請、登録点検の事前審査料金に係る消費税率は、全工協から各総合通信局へ提出した日（ご請求書では「受付日」と記載）が2019年10月1日以降となる案件より10%となります。

2019年9月30日以前に全工協にご依頼があった案件も、実際に総合通信局へ提出した日が10月1日以降になる場合は消費税率10%です。

(2) 測定器較正に係る消費税率改定

測定器較正に係る消費税率は、較正完了日が2019年10月1日以降の案件より消費税率は10%となります。

2019年9月30日以前に会員様より全工協にご依頼があった案件も、較正完了日が10月1日以降になる場合は消費税率10%です。

(3) 無線局登録点検員研修会に係る消費税率改定

2019年10月1日以降に開催される無線局登録点検員研修会費用の消費税率は10%となります。会員様より2019年9月30日以前にご入金いただく場合も、研修会の開催日が10月以降であれば消費税率10%です。

(4) 刊行物等に係る消費税率改定

無線局定期検査済証、登録検査等実施マニュアル、2019MS S 楽々申請書など全工協刊行物等の消費税率は、当協会からの発送日が2019年10月1日以降となるご注文より消費税率は10%となります。

2019年9月30日以前に全工協にご依頼があった案件も、全工協からの発送日が10月1日以降になる場合は消費税率10%です。

以上